

経 営 情 報

営業推進部

2009.10.28

NO.367

中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について

景気の変動、産業構造の変化などの経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練等を行い、雇用維持を図ることを支援するため、政府は従前から「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」制度を制定しています。

また、米国発の金融危機の影響を受けた厳しい経済環境を受け、政府は、平成21年6月8日から経済危機対策として、上記制度の拡充を実施しています。

本号では、中小企業向けである「中小企業緊急雇用安定助成金」制度の概要についてご紹介します。

1. 主な支給対象要件

本助成金の支給対象となる事業主は、次のとおりです。下線部分が平成21年6月から拡充された部分です。

対象要件

- ◆ 支給対象事業主：雇用保険適用事業主
- ◆ 支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者の加入期間は問わず）

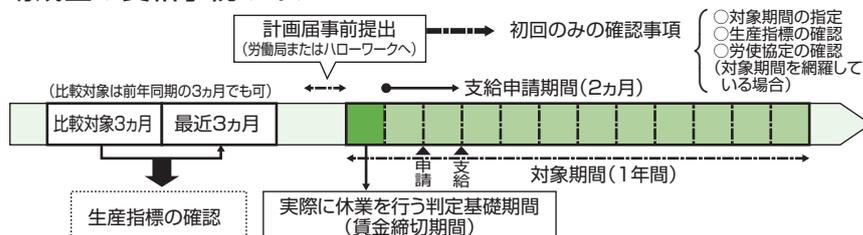
支給要件

- ◆ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3ヵ月の月平均が、その直前の3ヵ月または前年同期に比べ5%以上減少していること（ただし、前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
- ◆ 実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）

個別ケースごとの支給要件

- ・ 休業を実施する場合 → 所定労働日の全1日の休業または1時間以上の休業を行うこと
- ・ 教育訓練を実施する場合 → 事業所内訓練：所定労働時間の全1日または半日（3時間以上所定労働時間未満）にわたって行うこと
事業所外訓練：1日に3時間以上行い、受講者を当日業務に就かせないこと
- ・ 在籍出向者が出向先で休業等をした場合 → 出向元が休業等協定を結び申請する場合、出向先も生産量要件を満たすこと
- ・ 出向を実施する場合 → 3ヵ月以上1年以内の出向を行うこと

2. 助成金の受給手続のイメージ



NEW

<計画届の変更について>
協定書の変更を伴わず、届け出先に電話で到着確認をおこなうことを条件に、郵送、FAX、メール等で変更手続を行うことが可能となりました。

(資料) 厚生労働省「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブック」

3. 支給額（下線部分が平成21年6月からの拡充部分）

休業及び教育訓練

- 休業手当や教育訓練の日における賃金相当額の4/5※
（ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当の最高日額が上限：平成21年8月1日時点 7,685円）
- 教育訓練を実施した場合は、上記の金額に1日1人6,000円を加算
- 支給限度日数：3年間で300日（1年間の支給限度日数を撤廃）

NEW

出向

- 出向元で負担した賃金（出向元事業主の負担額が出向前の通常賃金の1/2を超える場合は1/2が限度）の4/5※
（ただし、1日1人当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じた額が上限）

NEW

※従業員の解雇等を行わない事業主及び障害のある方への支給は、助成率が（4/5→9/10）に上乘せされます。

本制度は、今後改正される可能性がありますので、ご利用に際しては、下記のHPで最新の情報をご確認ください。

また、助成金の申請に必要な書類などの詳細は、ハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

- ・厚生労働省 「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブック」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a05-1.html>

- ・ハローワーク等所在地情報

<http://www.hellowork.go.jp/html/list.html>

日本公庫中小企業事業 「地域活性化・雇用促進資金」のご案内

日本公庫中小企業事業では、雇用の促進等を図る中小企業の皆さまへの支援を一層強化するため、平成21年5月11日から「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象者に、「中小企業緊急雇用安定助成金等に係る実施計画の届出が受理されたかた」を追加しました。

融資対象者	○雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金及び残業削減雇用維持奨励金に係る実施計画の届出が受理されたかた ○新たに2名以上（特定業種 ^{（注1）} に該当する場合、従業員20名以下の企業の場合または女性、若年者（30歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の雇用を行うかた （注1）特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種	
資金使途	長期運転資金	
ご融資の条件	融資限度額	2億5千万円
	融資期間（据置期間）	7年以内（1年以内）
	利率	特別利率①

～本融資制度についてのお問い合わせは、お近くの日本公庫各支店中小企業事業まで～

（営業推進部 宮川 有美）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.cjfc.go.jp/>